

第71回 旅行業の定義における

「事業性」について

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

昨年1月に改正旅行業法が施行されましたが、これを追いかけるように3月と7月には旅行業法施行要領の一部改正がありました。「施行要領」というのは登録行政庁が旅行業法を施行するに当たり解釈基準としなければならぬ内容を定めた観光庁の通達ですが、今回の一部改正において旅行業の定義に関して次の文言が追加されました。

『法第2条第1項各号に掲げる行為を行うにあたり、当該行為が旅行業に該当するかは、旅行業務に関する対価の設定、募集の範囲、日常的に反復継続して実施されるものであること等を踏まえ、総合的な判断を要するものである。』(第二定義、1旅行業について、1)

旅行業の定義について

そもそも旅行業法では旅行業を「報酬を得て」「法第2条第1項各号に掲げる行為※を行う」「事業性」とあると定義しています。

このうち「事業性」に該当するかどうか(「事業性」の有無の判断)については観光庁参考資料によると、「営利性」「募集の不特定多数性」「反復継続性」の3つの要件を総合的に考慮するものとされており、追加された文言はその解釈を明確にするために示されました。

これは、2017年に「婚活ツアー」など自治体が関与するツアーや災害時のボランティアツアーを実施することが旅行業にあたるのではないかと問題になり、今回の追加となったものです。

「事業性」の有無の判断について、いままで当室では主に「反復継続性」のみに着目をして『真正正銘一度きりの行為であることが明白でない限り、ほとんどの場合は事業性があると判断されると思いますよ。』等と、適切れよくアドバイスし続けて参りましたが、これからはもう少し多角的に考えなければならなくなりました。

※運送又は宿泊サービスの提供に係る契約の代理・媒介・取次行為など、9項目あります。

事業性の有無を判断する3の要件

まず、「営利性」の有無については対価の設定が考慮されます。原則として利益が出ない旅行代金の設定になっている場合は営利性が認められないと判断され、営利性がなければ事業者は当該行為を事業として継続する蓋然性が低くなるので「事業性」が無い。つまり、法による行為規制をかける必要もないだろうと判断される可能性が高くなるわけです。

ちなみにここでいう「営利性」と「報酬性」は異なる概念ですので注意をして下さい。旅行者からの旅行代金やサービス提供機関等からのキックバック等で経済的收入を得ていれば、たとえ赤字のツアー運営であったとしても「報酬を得て」というと見なされますが、一方で「営利性」があるかどうかは事業形態として構造的に利益が出ない対価の設定になっているかどうかで別途判断されます。

次に、「募集の不特定多数性」ですが、募集の範囲が

不特定多数に対して行われていると「事業性」があると見なされます。どこまでの範囲が「不特定多数」なのかは、行政庁による個別具体的な検証が必要になります。例えば全国の小学生を対象とした夏の中学受験合宿には不特定多数性が認められた例があるようです。

そして最後の「反復継続性」については、日常的に反復継続して実施されるものであるかどうかで判断されます。これは、一回のみの実施ではなく継続の意思を持つて行うことをいいますが、単純に、年に一回のツアー実施ならば問題ないというような定量的な基準は示されていません。例えば、旅行の手配を行う旨の宣伝・広告が日常的に行われていたり、旅行業務を行う旨の看板を掲げて店舗を構えているような場合は「反復継続」の意思が認められることになります。

総合的な判断について

例えばバスを仕立てて参加費3000円の婚活ツアーの企画を考えるオーガナイザー(「報酬を得て」「法第2条第1項各号に掲げる行為を行う」者)は、自らこれら「営利性」「募集の不特定多数性」「反復継続性」の3つの要件に照らして総合的に「事業性」の有無を判断しなければなりません。もしも『自分では判断が難しい』というオーガナイザーからバスの手配を依頼された場合は、無登録営業に関与していると見做されないように、先にオーガナイザーから直接行政庁に問い合わせてもらい見解を得てから仕事を受けるのが良いでしょう。

(中島)